

大阪府都市整備部住宅建築局建設工事条件付一般競争入札実施細則(令和6年度)

第1 総則

(目的)

- 1 この実施細則は、都市整備部住宅建築局が発注する工事について大阪府都市整備部住宅建築局建設工事条件付一般競争入札実施要領に基づいて、入札参加資格の決定に関する事項を定めるほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 2 用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 一般工事 次表左欄の工事種別をいう。
- 二 専門工事 次表中欄の工事種別をいう。
- 三 特殊工事 次表右欄の工事種別をいう。

○工事種別

一般工事	専門工事	特殊工事
建築工事 電気設備工事 機械設備工事(※) 土木工事 舗装工事	杭工事(既製杭、場所打ち杭) 撤去工事(階上解体除く) 造園工事 防水工事(改修工事に限る。) 塗装工事(改修工事に限る。) アスベスト対策工事 消防施設工事 浴槽設備工事 電障対策工事、テレビ共聴設備工事 (以下、「電障工事」という。) 電気通信工事 昇降機設備工事	一般建築物耐震改修工事 府営住宅耐震改修工事 PC工法による府営住宅建設工事 (以下、「府営住宅 PC 工事」という。) 府営住宅エレベーター棟増築工事 (以下、「府営住宅エレベーター棟工事」という。) 撤去工事(階上解体) その他特殊工事 (上記以外の特殊工事をいう。)

(※)機械設備工事とは、空調設備工事、衛生設備工事又はその両方を含むものをいう。

- 四 随意契約による工事 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定する随意契約による工事をいう。

- 五 府内業者 大阪府内に建設業法第3条第1項の許可に係る営業所(主たる営業所に限る。)を有する者をいう。(大阪府内に主たる営業所を有しない者は「府外業者」という。)

- 六 同時に公告する工事 公告日が同一の工事をいう。

- 七 同時期に公告する工事 公告日が異なり、公告日から開札までの期間の一部が重複する場合に、住宅建築局入札参加資格等審査部会(以下「建築部会」という。)で指定する工事をいう。

- 八 同時に開札する工事 開札日が同一の工事をいう。

- 九 受注 公告する工事の落札者となることをいう。

- 十 重複参加 同時又は同時期に公告する複数の工事に、複数の入札書を提出することをいう。(ただし、いかなる企業形態であっても、同一工事に重複して入札書を提出することはできない。)

十一 重複受注 重複参加し、複数の工事の落札者となることをいう。

十二 共同企業体 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)及び経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)をいう。

第2 全般的な留意事項

(工事種別と工事金額に応じた等級区分)

- 1 一般工事における工事種別と工事金額に応じた等級の区分は別表1を基本とする。
- 2 専門工事における工事種別と工事金額に応じた区分評点は別表2を基本とする。

(入札に参加可能な企業形態)

- 3 一般工事(土木工事、舗装工事以外)に入札参加可能な等級及び企業形態は、別表3-1、3-2を基本とする。ただし、工事の難易度を考慮し、工事金額に応じた等級以上とすることができる。なお、工事金額に応じた等級以上とすることができる案件は建築部会で決定する。
- 4 専門工事に入札参加可能な企業形態は、単体企業及び組合(杭工事、昇降機設備工事を除く。)とする。
- 5 特殊工事(その他特殊工事は除く。)に入札参加可能な等級及び企業形態は、工事金額に応じた等級以上の単体企業、及び工事金額に応じた等級以上の組み合わせ(別表3-1)の特定JVとする。ただし、府営住宅エレベーター棟工事に入札参加可能な等級及び特定JVの組合せは建築部会で決定する。
- 6 特殊工事(その他特殊工事に限る。)に入札参加可能な等級は工事金額に応じた等級以上とし、企業形態については工事の特殊性に応じて建築部会で決定する。

(受注希望工種(一者一工種の原則)について)

- 7 工事種別ごとに指定する受注希望工種の種類は、別表4のとおりとし、次の各号による。
 - 一 工事に入札参加できる者は、都市整備部住宅建築局に受注希望工種を登録した者に限る。(ただし、その他特殊工事及び建築部会で指定する工事に参加する場合はこの限りでない。)
 - 二 特定JVを構成する構成員は、構成員全員が同一の受注希望工種に登録していること。
なお、事後審査において特定JV構成員全員の登録が確認されない場合は、その特定JVが提出した入札書は無効とする。
 - 三 受注希望工種の登録は、当該年度において1つに限る。ただし、受注希望工種を指定する工事の入札に参加していない者又は入札に参加し、入札辞退届を提出した者(入札参加確認申請し、入札書を提出しなかった者は除く。)は、年度の途中において1回に限り変更できる。
 - 四 当該年度に受注希望工種を指定する工事に入札書を提出した場合、それ以降は異なる受注希望工種の工事には参加できない。

(建設業の許可の区分)

8 工事に入札参加する者は、工事金額及び工事種別に応じ、次表のとりの建設業の許可を有するものとする。

工事種別(工事内容)		工事金額(税込み)	
		特定建設業又は一般建設業の許可	特定建設業の許可
(1)	建築工事、一般建築物耐震改修工事、府営住宅耐震改修工事、府営住宅P C工事、府営住宅エレベーター棟工事、撤去工事（階上解体）、アスベスト対策工事	1.2 億円未満	1.2 億円以上
(2)	土木工事、舗装工事、杭工事(既製杭、場所打ち杭)、撤去工事（階上解体除く）、造園工事、防水工事(改修工事に限る。)、塗装工事（改修工事に限る。）、その他特殊工事	1 億円未満	1 億円以上
(3)	電気設備工事、機械設備工事、浴槽設備工事、電障対策工事、テレビ共聴設備工事、電気通信工事、消防施設工事	1 億 5 千万円未満	1 億 5 千万円以上
(4)	昇降機設備工事	全て	

(配置技術者)

9 入札参加する者が配置すべき技術者の条件については以下のとおりとする。

- 一 特定建設業又は一般建設業の許可を有することを入札参加資格とする工事にあつては、当該工事における建設工事の種類に応じた監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を配置できること。
- 二 特定建設業の許可を有することを入札参加資格とする工事にあつては、監理技術者を配置できること。
なお、専任の監理技術者を配置する場合は、直接的かつ恒常的雇用関係が確認できる者に限る。
- 三 共同企業体で入札参加する場合は、代表構成員が監理技術者を、他の構成員が監理技術者等を配置できること。なお、共同企業体で配置する監理技術者等は工事種別に応じた国家資格取得者に限る。
- 四 建設業法により専任の監理技術者等を必要とする工事については、配置技術者は契約工期の初日において他の工事に従事していないことが確認できる者に限る。

(工事实績等)

10 入札参加資格として認める工事实績は、以下に定めるほか、公共建築室工事实績条件取扱基準の規定を基本とする。

- 一 当該工事と同種又は類似の工事を元請けとして施工した工事实績とする。
ただし、電気設備工事又は機械設備工事においては、建築元請業者からの一次下請負業者としての工事实績も可とする。
- 二 共同企業体で入札参加する場合は、代表構成員が元請けとして施工した工事实績とする。なお、共同企業体で受注した工事を実績とする場合は、その構成比率が 20%以上の実績でなければならない。
- 三 組合で入札参加する場合は、組合又は組合の組合員のいずれかが元請けとして施工した工事实績と

する。

- 11 その他、工事の内容に応じて公共建築室工事实績条件取扱基準の規定以外に工事实績等を求めることができる。

(経常JVの入札参加制限)

- 12 経常JVと単体企業の両方の入札参加資格を有する者は、当該年度において、経常JVか単体企業いずれかの企業形態を選択して入札に参加するものとする。
- 13 当該年度において、最初に入札参加した企業形態とそれ以降の入札に異なる企業形態で参加した場合は、その者が提出した入札書は無効とする。

(低入札価格調査制度の対象工事)

- 14 低入札価格調査制度を採用する工事は、原則として次表のとおりとする。ただし、次表に定める以外の工事における低入札価格調査制度の採否は建築部会で決定する。また、総合評価落札方式を適用する工事については、低入札価格調査制度を採用する。
- 15 次表の建設工事の種類のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、消防施設工事、電気通信工事及び機械器具設置工事(ただし、昇降機設備工事を除く)には失格基準価格を設定する。ただし、その他特殊工事における失格基準価格の採否は建築部会で決定する。
- 16 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品又は特定役務の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される入札(以下「国際競争入札」という。)については、失格基準価格を設定せず、大阪府総務部契約局低入札価格調査の特例として実施する特別重点調査に関する要綱に基づき、必要に応じて特別重点調査を実施する。ただし、特別重点調査の適用の採否は、同要綱第3条に基づき建築部会の議を経て発注担当課長が決定する。
- 17 低入札価格調査制度を採用する工事の予定価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格については、開札後に公表(以下「事後公表」という。)する。
- 18 低入札価格調査における失格判断基準等については大阪府都市整備部住宅建築局低入札価格調査制度実施要領で定める。

大阪府建設工事 入札参加登録業種	工事種別 (工事内容)	工事金額(税込み)
土木一式工事	土木工事	3億5千万円以上
建築一式工事	建築工事	6億円以上
	一般建築物耐震改修工事	
	府営住宅エレベーター棟工事	
	府営住宅耐震改修工事	
	府営住宅 PC 工事	
	撤去工事(階上解体)	
電気工事	電気設備工事	2億円以上
管工事	機械設備工事	
消防施設工事	消防施設工事	
電気通信工事	電気通信工事	
機械器具設置工事	機械器具設置工事	
	昇降機設備工事	全て

(最低制限価格制度の対象工事)

- 19 第2の第14項に定める以外の工事は、最低制限価格制度を採用する。
- 20 最低制限価格制度を採用する工事のうち建築部会で指定する工事については、落札候補者に事後審査資料として内訳明細書の提出を求めることができる。
- 21 最低制限価格制度を採用する工事の予定価格及び最低制限価格は、事後公表とする。

(実績申告型の対象工事等)

- 22 条件付一般競争入札(実績申告型)(以下「実績申告型」という。)に関して、次の各号に定めるほか、その他必要な事項は別に定めるものとする。
- 一 工事種別及び工事金額にかかわらず、建築部会で指定する工事については、実績申告型を適用することができる。
- 二 実績申告型を適用する工事における落札方式は、第2の第14項及び第19項に定める規定を基本に、工事種別及び工事金額に応じて低入札価格調査制度または最低制限価格制度のいずれかを採用する。

(数量公開対象工事)

- 23 数量公開の対象とする工事は、原則として全ての工事とする。

(職員数の確認対象工事)

- 24 経営事項審査時点から契約前の段階における業者の職員数の変動状況の確認等を実施する対象工事は、次表のとおりとする。なお、その確認方法は別に定めるものとする。

工事種別(工事内容)		工事金額(税込み)
一般工事	建築工事	3億5千万円以上
	電気設備工事	1億円以上
	機械設備工事	1億円以上
	土木工事	1億8千万円以上
	舗装工事	5千万円以上
専門工事の全て		1億円以上
特殊工事	一般建築物耐震改修工事	3億5千万円以上
	府営住宅耐震改修工事	
	府営住宅PC工事	
	府営住宅エレベーター棟工事	
	撤去工事(階上解体)	
	その他特殊工事	

(同一工事への入札参加制限)

- 25 同一工事において、単体企業、共同企業体の構成員、組合の組合員のいかなる形態にあっても重複参加できない。

第3 一般工事における留意事項

(入札に参加可能な者の営業所の所在地)

- 1 一般工事(建築工事、電気設備工事及び機械設備工事)の入札に参加可能な者の営業所の所在地は、別表5-1を基本とする。ただし、土木工事、舗装工事は案件ごとに設定する。

(府外業者の入札参加制限)

- 2 府外業者(単体企業として参加する場合に限る。以下同じ。)は、土木工事及び8億円未満の建築工事へ入札参加できないものとする。

(重複参加)

- 3 同時又は同時期に公告する複数の一般工事に重複参加できるものとする。(ただし、いかなる企業形態であっても、同一工事に重複して入札書を提出することはできない。)

(受注実績による受注制限)

- 4 当該年度において一般工事を受注した実績のある者は、一般工事を受注できない。ただし、「次の各号に掲げる府内業者等のうち、大阪府が発注し、平成21年4月1日から当該入札公告日の1ヶ月以前の日までの間に完了した一般工事(同じ工事種別(工事内容))又は府営住宅PC工事(※1)で随意契約による工事を除く。)の工事成績評定点が80点以上(※2)であった者」(以下「入札優良成績府内業者等」という。)で、当該年度において一般工事(同じ工事種別(工事内容)〔※1〕で随意契約による工事を除く。)を受注した実績が1件以下である者は、当該年度に合計2件まで受注できるものとする。また、完了した工事が複数ある場合は直近の工事成績評定点とする。なお、共同企業体で参加し受注する場合は、全ての構成員の工事成績評定点が80点以上(※2)の共同企業体に限るものとし、組合で参加し受注する場合は、組合で施工した工事成績評定点が80点以上(※2)の組合に限るものとする。

〔※1〕別表4に掲げる工事種別(工事内容)をさす。

〔※2〕電気設備工事及び機械設備工事については、78点以上とする。

- 一 府内業者
 - 二 構成員に府内業者を含む共同企業体
 - 三 組合の所在地が大阪府内にある組合
- 5 随意契約による工事、工事金額6億円以上の建築工事、工事金額2億円以上の電気設備工事・機械設備工事及び工事金額3億5千万円以上の土木工事については前項の受注制限は適用しない。

(重複受注)

- 6 重複受注できる者は、それぞれの工事に異なる監理技術者等を配置できる者とする。ただし、専任性を求めない場合を除く。また、同時に開札する複数の工事に重複参加した場合は、開札順位の早い工事から落札候補者を決定する。なお、開札順位の早い工事の落札候補者となった場合は、その者が提出したその他の工事の入札書は、異なる監理技術者等を配置できない場合は無効とする。

第4 専門工事における留意事項

(入札参加可能な者の営業所の所在地)

- 1 専門工事の入札に参加可能な者の営業所の所在地は、大阪府内全域とする。ただし、撤去工事及び造園

工事は、案件ごとに設定する。

(受注実績による入札参加制限)

- 2 当該年度において専門工事(随意契約による工事を除く。)を受注した実績のある者は、専門工事の入札に参加できない。ただし、杭工事、昇降機設備工事については、この限りでない。

(重複参加及び重複受注)

- 3 同時又は同時期に公告する複数の専門工事について、重複参加できる。(ただし、いかなる企業形態であっても、同一工事に重複して入札書を提出することはできない。)
- 4 いかなる企業形態であっても、同時又は同時期に公告する複数の専門工事について、重複受注できない。ただし、杭工事、昇降機設備工事については、この限りでない。
- 5 重複受注を不可とする工事に、重複参加した場合は、開札順位の早い工事から落札候補者の決定を行うものとする。なお、開札順位の早い工事の落札候補者となった場合は、その者が提出したその他の工事の入札書は無効とする。
- 6 重複受注を可能とする工事において重複受注できる者は、それぞれの工事に異なる監理技術者等を配置できる者とする。ただし、専任性を求めない場合を除く。また、同時に開札する複数の工事に重複参加した場合は、開札順位の早い工事から落札候補者を決定する。なお、開札順位の早い工事の落札候補者となった場合は、その者が提出したその他の工事の入札書は、異なる監理技術者等を配置できない場合は無効とする。

第5 専門工事と専門工事以外の工事を同時に公告する場合の留意事項

(重複参加及び重複受注)

- 1 同時又は同時期に公告する専門工事と専門工事以外の工事については、重複参加し、重複受注することができる。(ただし、いかなる企業形態であっても、同一工事に重複して入札書を提出することはできない。)
- 2 重複受注を可能とする工事において重複受注できる者は、それぞれの工事に異なる監理技術者等を配置できる者とする。ただし、専任性を求めない場合を除く。また、同時に開札する複数の工事に重複参加した場合は、開札順位の早い工事から落札候補者を決定する。なお、開札順位の早い工事の落札候補者となった場合は、その者が提出したその他の工事の入札書は、異なる監理技術者等を配置できない場合は無効とする。

第6 特殊工事における留意事項

(入札参加可能な者の営業所の所在地)

- 1 特殊工事の入札に参加可能な者の営業所の所在地は、大阪府内全域とする。

(受注実績による入札参加制限)

- 2 当該年度において、特殊工事(随意契約による工事を含む。)を受注した実績のある者に対して、特殊工事への入札参加を制限しない。

(重複参加及び重複受注)

- 3 同時又は同時期に公告する複数の特殊工事について、重複参加し、重複受注することができる。(ただし、いかなる企業形態であっても、同一工事に重複して入札書を提出することはできない。)

- 4 重複受注できる者は、それぞれの工事に異なる監理技術者等を配置できる者とする。ただし、専任性を求めない場合を除く。また、同時に開札する複数の特殊工事に重複参加した場合は、開札順位の早い工事から落札候補者を決定する。なお、開札順位の早い工事の落札候補者となった場合は、その者が提出したその他の工事の入札書は、異なる監理技術者等を配置できない場合は無効とする。

第7 一般工事と特殊工事を同時に公告する場合の留意事項

(重複参加及び重複受注)

- 1 同時又は同時期に公告する一般工事と特殊工事については、重複参加し、重複受注することができる。
(ただし、いかなる企業形態であっても、同一工事に重複して入札書を提出することはできない。)
- 2 重複受注できる者は、それぞれの工事に異なる監理技術者等を配置できる者とする。ただし、専任性を求めない場合を除く。また、同時に開札する一般工事と特殊工事に重複参加した場合は、開札順位の早い工事から落札候補者を決定する。なお、開札順位の早い工事の落札候補者となった場合は、その者が提出したその他の工事の入札書は、異なる監理技術者等を配置できない場合は無効とする。

第8 入札取り止め案件の再公告

(入札取り止め案件の再公告)

入札取り止めとなった案件の再公告については、建築部会の議を経て、入札参加要件等を緩和することができる。

第9 その他

(その他)

- 1 この実施細則と電子入札公告が相違する場合は、電子入札公告を優先する。
- 2 この実施細則に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、建築部会で決定する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、平成 23 年3月1日から施行する。

ただし、第2の 15 の予定価格、低入札価格調査基準価格の事後公表は、平成 23 年4月1日以降に公告する案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、平成 24 年2月 23 日から施行する。

ただし、第2の 14 の次表は、平成 24 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、平成 25 年2月 21 日から施行し、平成 25 年度早期発注案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、平成 26 年 2 月 21 日から施行し、平成 26 年度早期発注案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、平成 27 年 2 月 20 日から施行し、平成 27 年度早期発注案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、平成 28 年 2 月 25 日から施行し、平成 28 年度早期発注案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、平成 28 年 5 月 25 日から施行し、平成 28 年 6 月 1 日以降に公告する案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、平成 29 年 2 月 23 日から施行し、平成 29 年度早期発注案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、平成 30 年 2 月 22 日から施行し、平成 30 年度早期発注案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、平成 31 年 2 月 21 日から施行し、平成 31 年度早期発注案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、令和 2 年 2 月 20 日から施行し、令和 2 年度早期発注案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、令和 3 年 2 月 18 日から施行し、令和 3 年度早期発注案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、令和 3 年 6 月 17 日から施行し、令和 3 年 6 月 17 日以降に公告する案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、令和 3 年 11 月 1 日から施行し、令和 3 年 11 月 1 日以降に公告する案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、令和 4 年 2 月 17 日から施行し、令和 4 年度早期発注案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、令和5年1月1日から施行し、令和5年1月1日以降に公告する案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、令和5年2月16日から施行し、令和5年度早期発注案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降に公告する案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、令和6年2月15日から施行し、令和6年度早期発注案件から適用する。

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、令和7年2月1日から施行し、令和7年2月1日以降に公告する案件から適用する。

○一般工事における工事金額に応じた等級区分(別表1)

(1) 建築工事

等級 工事金額(税込み)	AA	A	B	C	D
15億円以上	○				
8億円以上 15億円未満	○	○			
6億円以上 8億円未満		○			
1億8千万円以上 6億円未満			○		
5千万円以上 1億8千万円未満				○	
5千万円未満					○

(2) 電気設備工事・機械設備工事

等級 工事金額(税込み)	A	B	C	D
2億円以上	○			
5千万円以上 2億円未満		○		
2千万円以上 5千万円未満			○	
2千万円未満				○

(3) 土木工事

等級 工事金額(税込み)	AA	A	B	C	D
13億5千万円以上	○				
3億5千万円以上 13億5千万円未満		○			
9千万円以上 3億5千万円未満			○		
2千万円以上 9千万円未満				○	
2千万円未満					○

(4) 舗装工事

等級 工事金額(税込み)	A	B	C
2千5百万円以上	○		
1千万円以上 2千5百万円未満		○	
1千万円未満			○

○専門工事(昇降機設備工事は除く)における工事金額に応じた区分評点の区分(別表2)

区分評点 工事金額(税込み)	840点以上	840点未満 760点以上	760点未満 690点以上	690点未満
1億5千万円以上	○			
1億5千万円未満	○	○		
7千万円未満	○	○	○	
3千万円未満	○	○	○	○

※区分評点 ①府内業者は、経営事項審査総合評定値に100点を加算したものとする。組合の場合は、全ての組合員が府内業者であること。

②府外業者は、経営事項審査総合評定値とする。

○工事金額別の入札参加可能等級及び企業形態(別表3-1)

(建築工事等)

工事金額(税込み)	入札可能な等級及び組み合わせ		
	単体企業(※1)	特定JV	経常JV
15億円以上～ 特例政令(※4)対象金額未満	AA	AA+A A+A	AA
12億円以上～ 15億円未満	AA A(※3)(※5)	AA+A A+A	AA
8億円以上～ 12億円未満	AA(※2) A	A+A A+B(※5)	AA(※2) A
6億円以上～ 8億円未満	A	A+B	A
1億8千万円以上～ 6億円未満	B	———	B
5千万円以上～ 1億8千万円未満	C	———	———
5千万円未満	D	———	———

(注)※1 組合を含む。

※2 単体企業AA及び経常JVのAAは、建物用途が住宅、学校を除く。

※3 府内業者に限る。

※4 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)

※5 単体企業A及び特定JVのA+Bは、建物用途が住宅、学校に限る。

○工事金額別の入札参加可能等級及び企業形態(別表3-2)

(電気設備工事・機械設備工事)

工事金額(税込み)	入札参加可能な等級及び組み合わせ		
	単体企業(※1)	特定JV	経常JV
8億円以上～ 特例政令(※2)対象金額未満	A	A+A	————
4億円以上～ 8億円未満	A	A+A	A
2億円以上～ 4億円未満	A	————	A
5千万円以上～ 2億円未満	B	————	B
2千万円以上～ 5千万円未満	C	————	————
2千万円未満	D	————	————

(注)※1 組合を含む。

※2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)

○受注希望工種は次表のとおりとする。(別表4)

受注希望工種	大阪府建設工事 入札参加登録業種	工 事 種 別 (工事内容)
建築	建築一式工事	建築工事
		一般建築物耐震改修工事
		府営住宅耐震改修工事
		府営住宅PC工事
		府営住宅エレベーター棟工事
		アスベスト対策工事
		撤去工事(階上解体)
土木	土木一式工事	土木工事
	舗装工事	舗装工事
杭	とび・土工・コンクリート工事	杭(既製杭・場所打ち杭)工事
仕上げ	防水工事	防水工事
	塗装工事	塗装工事
撤去	解体工事	撤去工事(階上解体除く)
造園	造園工事	造園工事
電気	電気工事	電気設備工事
	電気通信工事	電気通信工事
	消防施設工事	消防施設工事 (※1)
管	管工事	機械設備工事
	消防施設工事	消防施設工事 (※1)
浴槽	管工事	浴槽設備工事
昇降機	機械器具設置工事	昇降機設備工事
電障	電気通信工事	電障対策工事・テレビ共聴設備工事

※その他特殊工事については、受注希望工種を問わず、建設工事の種類についても工事内容により設定する。

※1 発注時の受注希望工種は、「電気」又は「管」とする。

○一般工事の入札に参加可能な業者の所在地(別表5-1)

(1) 1億8千万円(税込み)以上の建築工事等

等級	参加可能な業者の所在地
AA	府内全域
A	府内全域
B	府内全域
C(※1)、D(※1)	府内全域

(2) 1億8千万円(税込み)未満の建築工事等

等級	参加可能な業者の所在地
C	案件ごとに設定する。
D	案件ごとに設定する。

(3) 5千万円(税込み)以上の電気設備工事・機械設備工事

等級	参加可能な業者の所在地
A	府内全域
B	府内全域
C(※1)、D(※1)	府内全域

(4) 5千万円(税込み)未満の電気設備工事・機械設備工事

等級	参加可能な業者の所在地
C	府内全域
D	府内全域

※1 経常JVの構成員に限る。

- (注) * 市町村 大阪市については区単位に区分する。
 * 隣接する市町村 淀川又は大和川を挟んで隣接する場合を除く。(別表5-4)
 * 参加可能な者の所在地 大阪府建設工事入札参加資格申請の際に届けた大阪府と契約する営業所の所在地とする。

- ①特定JVの場合 ・府内業者と府外業者の組み合わせの場合は、府内業者の所在地を適用する。
 ・府内業者同士の組み合わせの場合は、いずれかの業者の所在地を適用する。
 ②経常JVの場合 ・府内業者と府外業者の組み合わせの場合は、府内業者の所在地を適用する。
 ・府内業者同士の組み合わせの場合は、いずれかの所在地とする。
 ③組合の場合 ・組合の等級と所在地を適用する。

● 土木事務所管内の市町村区分(別表5-2)

池田土木事務所管内	池田市、豊中市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木土木事務所管内	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
枚方土木事務所管内	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、交野市、四條畷市
八尾土木事務所管内	東大阪市、八尾市、柏原市
富田林土木事務所管内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
鳳土木事務所管内	泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町、堺市内の各区は、当該管内に含むものとする。
岸和田土木事務所管内	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

● 大阪市内の地域割り(別表5-3)

大阪市内①	東淀川区、淀川区、西淀川区、北区、福島区、此花区
大阪市内②	旭区、鶴見区、城東区、都島区、中央区、東成区、生野区、平野区、天王寺区、阿倍野区、東住吉区
大阪市内③	西区、港区、浪速区、大正区、西成区、住吉区、住之江区

● 工事場所に隣接する市町村(別表5-4)

工事場所		隣接市町村等
池田土木事務所	池田市	池田市、箕面市、豊中市
	豊中市	豊中市、池田市、箕面市、吹田市、淀川区
	箕面市	箕面市、豊能町、茨木市、吹田市、豊中市、池田市
	豊能町	豊能町、能勢町、茨木市、箕面市
	能勢町	能勢町、豊能町
茨木土木事務所	吹田市	吹田市、豊中市、箕面市、茨木市、摂津市、東淀川区、淀川区
	高槻市	高槻市、茨木市、島本町、摂津市、
	茨木市	茨木市、高槻市、摂津市、吹田市、箕面市、豊能町
	摂津市	摂津市、吹田市、茨木市、高槻市、東淀川区
	島本町	島本町、高槻市
枚方土木事務所	枚方市	枚方市、交野市、寝屋川市
	寝屋川市	寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、枚方市
	守口市	守口市、寝屋川市、門真市、旭区、鶴見区
	門真市	門真市、守口市、寝屋川市、大東市、鶴見区
	大東市	大東市、門真市、寝屋川市、四條畷市、東大阪市、鶴見区
	交野市	交野市、枚方市、寝屋川市、四條畷市
	四條畷市	四條畷市、交野市、寝屋川市、大東市
八尾土木事務所	東大阪市	東大阪市、大東市、八尾市、平野区、生野区、東成区、城東区、鶴見区
	八尾市	八尾市、東大阪市、柏原市、平野区
	柏原市	柏原市、八尾市、羽曳野市、藤井寺市
富田林土木事務所	松原市	松原市、藤井寺市、羽曳野市、堺市
	藤井寺市	藤井寺市、羽曳野市、松原市、柏原市
	羽曳野市	羽曳野市、松原市、藤井寺市、太子町、富田林市、堺市、柏原市
	富田林市	富田林市、羽曳野市、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市、大阪狭山市、堺市
	河内長野市	河内長野市、大阪狭山市、富田林市、千早赤阪村、和泉市、堺市
	大阪狭山市	大阪狭山市、富田林市、河内長野市、堺市
	太子町	太子町、羽曳野市、河南町、富田林市
	河南町	河南町、富田林市、太子町、千早赤阪村
	千早赤阪村	千早赤阪村、富田林市、河内長野市、河南町

工事場所		隣接市町村等
鳳土木 事務所	堺市	堺市、松原市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、河内長野市、和泉市、高石市
	泉大津市	泉大津市、高石市、和泉市、忠岡町
	和泉市	和泉市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、河内長野市
	高石市	高石市、堺市、和泉市、泉大津市
	忠岡町	忠岡町、泉大津市、和泉市、岸和田市
岸和田土木 事務所	岸和田市	岸和田市、和泉市、貝塚市、忠岡町
	貝塚市	貝塚市、岸和田市、泉佐野市、熊取町
	泉佐野市	泉佐野市、貝塚市、泉南市、熊取町、田尻町
	泉南市	泉南市、泉佐野市、阪南市、田尻町
	阪南市	阪南市、泉南市、岬町
	熊取町	熊取町、泉佐野市、貝塚市
	田尻町	田尻町、泉佐野市、泉南市
	岬町	岬町、阪南市
大阪①	東淀川区	東淀川区、淀川区、吹田市、摂津市
	淀川区	淀川区、西淀川区、東淀川区、豊中市、吹田市
	西淀川区	西淀川区、淀川区
	北区	北区、福島区、都島区、中央区、西区
	福島区	福島区、此花区、北区、西区
	此花区	此花区、港区、西区、福島区
大阪②	旭区	旭区、都島区、鶴見区、城東区、守口市
	鶴見区	鶴見区、旭区、城東区、守口市、門真市、大東市、東大阪市
	城東区	城東区、都島区、旭区、鶴見区、東成区、中央区、東大阪市
	都島区	都島区、北区、旭区、城東区、中央区
	中央区	中央区、北区、都島区、城東区、東成区、天王寺区、浪速区、西区
	東成区	東成区、中央区、城東区、生野区、天王寺区、東大阪市
	生野区	生野区、東成区、天王寺区、阿倍野区、東住吉区、平野区、東大阪市
	平野区	平野区、東住吉区、生野区、八尾市、東大阪市
	天王寺区	天王寺区、中央区、東成区、生野区、阿倍野区、西成区、浪速区
	阿倍野区	阿倍野区、天王寺区、生野区、東住吉区、住吉区、西成区
	東住吉区	東住吉区、住吉区、阿倍野区、生野区、平野区
大阪③	西区	西区、此花区、福島区、北区、中央区、浪速区、大正区、港区
	港区	港区、此花区、西区、大正区、住之江区
	浪速区	浪速区、西区、中央区、天王寺区、西成区、大正区
	大正区	大正区、港区、西区、浪速区、西成区、住之江区
	西成区	西成区、浪速区、天王寺区、阿倍野区、住吉区、住之江区、大正区
	住吉区	住吉区、住之江区、西成区、阿倍野区、東住吉区
	住之江区	住之江区、住吉区、西成区、大正区、港区